

介護給付担当からの連絡

1. 居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書等の提出に関する注意点について・・・【別紙1】

2. 区分支給限度額の改正

平成31年10月から介護報酬改正と共に区分支給限度額の改正も予定されています。要介護認定の更新時期や区分変更などの被保険者証出力時期によっては、10月以降も旧単位数の区分支給限度額のままの被保険者証をお持ちのご利用者様があります。10月利用以降の区分支給限度額を確認する際は各事業所様にて読み替え対応をお願いします。改正時期が近づきましたら、またお知らせします。

3. 特殊寝台付属品と車いす付属品

これらの付属品が貸与できるのは、利用者が特殊寝台本体や車いす本体を借りるか、購入するかして一体的に使用する場合に限られます。

なお、ここでいう特殊寝台本体や車いすは厚生労働大臣が定める種目に該当するものを指します。

また、介護保険給付として借りるのが特殊寝台付属品だけであったとしても、利用者が軽度者である場合は、軽度者例外給付の届出が必要になります。

4. 特別給付・・・【別紙2】

4月から訪問理美容サービスの利用者負担額に変更があります。これまでの利用者負担額2,300円が1,500円になります。

寝具乾燥サービスについては利用者負担額に変更はありませんが、サービスの一部に変更があります。「丸洗い」が無くなり、その代わりに「水洗い」のサービスの回数が増えます。利用者向けチラシの案を皆様に1枚ずつお配りしていますが、完成しましたらFAXで地域包括支援センター様ならびに居宅介護支援事業所様にお送りします。また、このチラシは印刷して地域包括支援センター様とご希望の居宅介護支援事業所様にお送りし、訪問理美容サービスを行なうお店にもチラシは置いていただく予定です。ホームページにも掲載します。

(裏面あり)

2019年3月19日集団指導：

5. 頻回の生活援助中心型サービス提供の場合の届出書類変更について
現在届出に必要な書類の中に、「基本情報シート（事業所で使用している書式でも良い）」がありますが、4月届出分からはそれに替えてケアプラン質の向上検討会でも使用している東京都ガイドライン書式の「基本情報シート」と「リ・アセスメント支援シート」に統一します。4月以降に届出する際にはご注意ください。中野区ホームページにアップしている内容を4月に変更し、お知らせに代えさせていただきます。

6. 組織改正について
4月から介護保険分野は区民サービス管理部から、地域支え合い推進室に変わります。それにともない書類の提出先や電話番号にも一部変更があります。詳細は別途お知らせします。